

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（第2回）

平成30年1月19日（金）

16：00～17：00

法務省赤れんが棟3階共用会議室

議 事 次 第

- 1 ヒアリングを始めとする調査結果の報告
- 2 民間の取組について
- 3 意見交換
- 4 今後の予定

（配布資料）

- 1 ヒアリング等実施結果報告
- 2 ヒアリング結果概要
- 3 国際仲裁件数グラフ
- 4 国際仲裁コスト比較表

ヒアリング等実施結果報告

法 務 省
経済産業省

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（第1回）（本年9月25日開催，以下「幹事会」という。）において決定された方針に基づき、ヒアリングを主体とする調査を実施したので、以下のとおり報告する。

ヒアリング等実施方法

ヒアリングは事務局である、法務省及び経済産業省において、実施先との連絡調整等を行い、内閣官房副長官補室や他省庁も適宜同席した上で実施した。

ヒアリング等実施先

- ・ 仲裁実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・【5機関】
- ・ 海外仲裁実施機関（アンケート含む）・・【4機関】
- ・ 外国経済界関係者・・・・・・・・・・・・・・・・【2団体】
- ・ 外国政府・・・・・・・・・・・・・・・・【2力国（1国・1地域）】
- ・ 国内経済界関係者（アンケート含む）・・【3団体】
- ・ 企業（アンケート含む）・・・・・・・・・・・・【17社】
- ・ 研究者、実務者・・・・・・・・・・・・・・・・【8名】

ヒアリング結果概要

1 総論

前回幹事会において、当面のヒアリングでは、ニーズの把握、仲裁活性化に向けた基盤整備の在り方、利用促進策などについて、国内外の仲裁実施機関、国内経済団体、企業、研究者及び仲裁実務者から聴取するとの方針が了承された。

一連のヒアリング及びアンケートを通じて、紛争解決手段として国際仲裁があまり選択されていない事情や、仲裁地として日本が選択されにくい背景などについての指摘があった。一方、主に海外進出を図る中小企業にとっては日本で国際仲裁を行うことに潜在的なニーズがあること、また大企業においても我が国で国際仲裁を活性化するメリットがあるとの指摘もあった。また、我が国における国際仲裁を活性化させるには、第三国仲裁地として国際的に認知されることも必要であり、そのための仲裁人等の人材育成、仲裁人のリスト、仲裁施設、法制度等の基盤整備の在り方について様々な指摘がなされた。

さらには、国内外における意識啓発・広報について、特に第三国仲裁地としての活性化を図る上では、海外における広報に積極的に取り組む必要があること、その前提として基盤整備の重要性が強調された。

2 ニーズの把握

日本における国際仲裁の活性化に対するニーズについて、仲裁実施機関、経済団体、民間企業などから様々な回答があり、また我が国の第三国仲裁地としての可能性を指摘する意見も述べられた。併せて、今後、国際仲裁の活性化が見込まれる分野、我が国がリーダーシップを発揮しうる分野、業種等について、以下のような回答・指摘があった。

(1) 各仲裁実施機関における国際仲裁件数の状況

ニーズの把握に先立ち、国内外の仲裁実施機関における国際仲裁の受理件数・管理件数を調査した。その結果、以下のような状況が分かった。

- ・ S I A C (シンガポール) では年間200件前後の案件を受理 (2011年から2016年にかけて、件数も概ね増加傾向)
- ・ H K I A C (香港) や K C A B (韓国) では、年間100件前後の案件を管理 (同期間において、件数は概ね横ばい)
- ・ 日本商事仲裁協会 (J C A A) や海運集会所では、年間約10~20件程度の案件を受理 (同期間において、件数は概ね横ばい)

(2) 紛争解決手段として国際仲裁を選択するニーズ

経済団体からは、裁判や和解以外に仲裁というオプションがあることを中小企業に認知されていない可能性があるとの指摘を受けた。公開の裁判では、中小企業の強みである特許の内容が明らかになってしまうというデメリットが

あるため、非公開で実施できる仲裁という選択肢について、潜在的なニーズがあるとの指摘があった。

他方、いわゆる大手企業については、「紛争解決手続として仲裁を選択することが多い」と回答した企業もあった一方で、「8割方は和解で解決している」と回答した企業もあった。

(3) 仲裁地として日本を選択するニーズ

中小企業については、海外での仲裁に耐えうる人材がいいため、日本で仲裁を行うことができれば負担が軽くなるという指摘が経済団体からあった。仲裁機関からも、中小企業向けのセミナーで国際仲裁のメリットを紹介した際の（中小企業の）反応を踏まえると、日本を仲裁地とすることに対するニーズは大きいとの指摘があった。

また、いわゆる大手企業からは、海外から弁護士や仲裁人を呼び寄せる場合に費用負担が増える旨の指摘があった一方、国内で手続を行うことができれば、日本企業にとってアクセスが容易である点、時差、移動のコストなどを勘案すると、やはり日本国内で仲裁を実施するメリットがあるとの意見も複数社から述べられた。ただし、大手企業であっても、そもそも自社に交渉優位性があるケースが少なく、債務履行地が日本であったりするなどの事情がない限り、日本を仲裁地とするような交渉ができないことが多いとの回答があった。また、紛争解決条項は、その他のビジネス条項と比べると優先度が低く、必ずしも仲裁地を自国や第三国にしなければならないという認識はなく、国や国営企業を契約の相手方とする場合などは、相手国を仲裁地とする紛争解決条項に合意することもあるとの回答もあった。さらに、仲裁地が日本であったとしても、「利便性以外の点で仲裁に有利に働くこともない」、「日本からでもリモートで対応できるため、仲裁地が海外であることはリスクと考えていない」との指摘もあった。

(4) 第三国仲裁地としての可能性

複数の民間企業から、いわゆる第三国仲裁地としての素地を醸成することが課題ではないかとの指摘がなされ、一部企業からは、中国の影響が強まることにより香港での仲裁案件が減少する機会を捉えることができるのではないかと、日本に対する理解が深まっており、契約交渉の現場で日本を仲裁地とする旨の提案がなされる素地は整いつつあるといった指摘もあった。第三国仲裁地としての可能性について、司法への信頼、公共交通機関などの整ったインフラ、紛争解決条項の交渉を行う当事者としては、日本を選ぶことに抵抗感はないだろうとの指摘があった。ユーザーとして狙う国につき、韓国、中国、台湾、フィリピン、ロシアなどの国々が指摘され、特に韓国については相互にお互いの仲裁機関を利用しあう合意を結ぶのも一案との指摘もあった。

その一方で、我が国の仲裁機関の知名度、あるいは仲裁地としての知名度が乏しいことから、第三国仲裁地として日本が契約当事者の念頭に上るような広報が課題であるとの指摘が多数に上った。一部の仲裁実施機関からは、日本の国際仲裁を活性化するには仲裁法制を対外的に売り込むことが必要で、そうした観点からは日本の仲裁法が2006年改正後のUNCITRALモデル法に沿ったものではないことは非常に不利であるとの指摘もあった。

(5) 仲裁活性化が見込まれる分野等

伝統的に国際仲裁が利用されることの多い分野として建設業に言及があった他、プラント開発などのエンジニアリング分野に仲裁の活性化が見込まれるのではないかとの声があった。この点について、外国の仲裁機関の取組として、中国の一带一路政策に伴う建設紛争の増加を見込み、中国政府に働きかけて協力関係の構築を図っている例に言及があった。また、知財紛争、特にライセンス契約を巡る紛争について、国際仲裁の利用増加が見込まれること、既存の仲裁実施機関で特に知財紛争を強みとする機関はないので、将来の日本のセールスポイントとして知財紛争に着目するのは良い考えである、情報通信、知的財産（特にライセンス）では、仲裁案件をリードする国はまだ存在しないため、日本がリーダーシップを握れる可能性は大きいとの指摘が海外の仲裁実施機関、仲裁実務者などから指摘された。

3 仲裁活性化に向けた基盤整備

(1) 人材の育成

現下の取組として、国内の各仲裁機関、仲裁人協会等により仲裁人の育成に係る研修、セミナーが実施されている旨、各種の取組が行われていることが明らかとなったが、英語で仲裁手続を取り仕切ることができる日本人仲裁人の育成が課題である旨、多くの指摘があった。また、現状では、そうした手続を取り仕切ることができる日本人仲裁人は数えるほどしかいないことが問題であるとの指摘が多数あった。また、企業からは、仮に契約の紛争解決条項において、国内の仲裁実施機関とすることに合意できたとしても、実際に国際的な仲裁案件を取り仕切ることができる仲裁人がいるのか疑問であるとの意見も述べられた。

(2) 仲裁人リストの整備

紛争解決条項の交渉に際し、我が国の仲裁実施機関を用いる又は我が国を仲裁地とするとの提案に対し、交渉相手から「日本にはどのような仲裁人がいるのか。」と問われた場合に示すことができる仲裁人リストを整備することが必要であるとの指摘が複数あった。このような仲裁人リストには、日本人仲裁人のみならず、海外の仲裁人（国際仲裁のコミュニティにおいて名の知られた外

国人の仲裁人、第三国仲裁地として日本を売り込むターゲット国の仲裁人)を入れるべきである旨の指摘があった。特に韓国をはじめとするアジア諸国の企業を当事者とする紛争の第三国仲裁地を日本が目指すのであれば、そうした国の企業、法律事務所等に対する広報、働きかけを行う上で、当該国の仲裁人をリストに入れておくことが有益である点が強調された。

他方、一部の仲裁実施機関及び有識者からは、年間で取り扱う案件数が多く多数の仲裁人が関与するため、仲裁人のリストを予め作って公開することは現実的でない点や、リスト外から仲裁人を選任することも可能であり、公開することによって「このリストからしか選任できない」という間違っただけのメッセージになってしまうことが危惧されるといった点についても指摘があった。

(3) 仲裁施設の整備

複数の有識者から、「シンガポールや韓国などと比べて見劣りしない仲裁施設を整備せずに仲裁振興を図ることは到底不可能である」、「仲裁地の交渉過程で適当な場所(具体的な施設)をすぐに提示できないことは不利である」といった指摘があった。また、このような仲裁施設が我が国の国際仲裁の活性化に不可欠ではないが、パンフレットに載せるなどすればマーケティングツールになる、施設の充実もマーケティングの要素としては重要との指摘もあった。

他方で、経済団体からは、「ハコモノが増えれば仲裁が増えるというわけではなく、(日本での仲裁活性化のための)全体の(施策の)底上げが必要」、「立派な施設があれば良いということではない」といった意見もあった。また、有識者からも、シンガポールと韓国の仲裁件数増加傾向の違いに言及しつつ、「ハコだけを整備すればそれだけで件数が増えることにはならない」との指摘もあった。

なお、複数の仲裁実施機関から、それぞれの事務所内にある会議室において仲裁の審問手続を行うことが可能との回答がありうち、一方の仲裁実施機関からは自らが行う仲裁案件が増増しても現行の会議室で対応可能との実情が述べられた。また、新たに仲裁施設を整備する場合においても、低廉な利用費を維持すべきであり、過度に華美なものとするべきでないとの意見が述べられた。別の仲裁実施機関からは、事務所内の会議室で仲裁手続を実施しているものの、各仲裁機関が利用できる、口頭審理における同時通訳の機能や当事者の控え室等を完備した設備を整備することについて肯定的な意見が述べられた。さらに、審問に用いる施設を持たない仲裁実施機関からは、東京五輪に際し臨時仲裁廷が設置されたため、それまでに利用可能な施設を整備して欲しいとの要望もあった。

(4) 法制度等の整備(仲裁法の改正、外弁規制の見直し)

仲裁地とは、仲裁判断の取消しを求める裁判手続きなどに際し、いずれの国の仲裁法が適用されるかを定めるための基準の一つである法的概念であり、仲裁地における仲裁法制の在り方は契約当事者にとって重要な関心事である。この点について、国際水準として UNCITRAL モデル法が存在しているところ、我が国の仲裁法は、これに準拠しているため、国際水準に合致しているとの意見があった。他方で、我が国の仲裁法は、2006年改正の UNCITRAL モデル法にまで対応していないため、仲裁法を改正すべきとの指摘が複数の仲裁実施機関からあった。この点について、実務者からも、最新の UNCITRAL モデル法が定める保全措置は、知財紛争などにおいて有用であり、契約締結時の紛争解決条項の交渉に際し、日本の仲裁法は最新の UNCITRAL モデル法に沿っていると主張できるのであれば、交渉材料としても有用であるとの指摘があった。

また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）に関し、その解釈上、外国資本の100パーセント子会社である日本企業間の紛争につき、外国法事務弁護士及び外国弁護士は、当事者の代理人として当該紛争を取り扱えないのではないかと疑義があるため、こうした弁護士を選任したいと考える外国企業は、日本を仲裁地とすることを避ける傾向があるとの指摘もあった。

4 利用の促進

(1) 意識啓発・広報

意識啓発・広報については、国内企業向けの意識啓発・広報が必要であること、また、海外に対し、我が国の情報発信・広報の必要性について指摘があった。

ア 国内の意識啓発・広報

国内企業向けの意識啓発・広報につき、そもそも国際仲裁のメリットとして、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆる「ニューヨーク条約」）により、裁判に比べて外国における執行が容易であること、手続の迅速性、③手続の非公開性（企業秘密が保たれる点など、手続が非公開であることは「活性化が見込まれる分野」として挙げた知財分野において特に重要であるとの指摘があった。）などの点が十分に知られておらず、幅広い意識啓発・広報が必要であるとの指摘が経済団体及び複数の仲裁実施機関からあった。

紛争解決条項における仲裁地の重要性、日本を仲裁地とすることのメリットなどについて、特に中小企業では紛争解決条項の重要性、仲裁制度への理解が必ずしも進んでいないこと、国際仲裁の活性化に向けたニーズを発掘す

る上でも意識啓発が必要であるとの指摘が多数あった。そのような意識啓発について、企業に対して日本を仲裁とする、あるいは日本の仲裁実施機関を用いるよう行政指導を行うべきとの指摘があった。経済団体、企業及び実務者からは、特に仲裁制度に馴染みが薄い中小企業の経営者に対する意識啓発の必要性が指摘されたほか、仲裁を身近に感じられるような具体的な事例(仲裁を利用した成功事例、適切な仲裁条項を入れなかったことにより損失を被った事例など)を発信することの必要性などが指摘された。

また、国内の意識啓発に関し、民間企業だけでなく裁判所の意識啓発の必要性について、主に実務者を中心として複数の指摘があった。仲裁と裁判の相違、仲裁のメリット、仲裁の実務(証拠開示の運用、利益相反等)について裁判官の理解を深めることが必要である旨指摘があった。また、仲裁地を検討する上で、その国の裁判所が仲裁を支持しているかどうかにつき、国際仲裁に携わる実務者や企業のコミュニティ内で共通認識が形成されているかどうかは重要な要素であり、仲裁に親和的でない判断を裁判所が下すことは、その国の評判に関わるとされ、仲裁の意義、重要性について裁判官の理解を深めることが重要であるとの意見が述べられた。

イ 海外に対する発信

日本を第三国仲裁地として発信するに当たり、仲裁地としての日本を海外で認知させる必要があるが、仲裁地としての日本はあまりにも知られていないとの指摘が主に企業などから複数あった。特に、我が国の仲裁実施機関が広報に積極的でないこと、仲裁人リストが公開されていないことなどの点について指摘を受けた。シンガポールの仲裁機関は、我が国の法律事務所や企業を対象としたセミナーを毎年、日本国内で開催しているほか、個別に訪問して売り込みを行っており、積極的な広報の必要性が指摘された。かかる積極的な広報について、狙いを定めたマーケティング戦略の重要性についても指摘を受けた。また、仲裁に関する大規模な国際会議を我が国で主催することを含め、海外仲裁機関が行うセミナーやシンポジウムなどの会合に積極的に参加し、日本の仲裁法制などについて発信し、海外において仲裁地としての日本を発信することが重要であるとの指摘も受けた。

(2) 負担軽減策

ア 特に中小企業については、仲裁に関する費用の負担感が大きく、手続費用の一部を政府が助成する措置を求める意見が経済団体及び仲裁実施機関から述べられた。

イ また、仲裁手続の概要、仲裁代理人の候補者等の情報へのアクセスが必ずしも容易でなく、そこに問い合わせれば仲裁手続を利用する上で必要な情報

が得られるワンストップサービスを設けることも、我が国における仲裁の利用活性化に資するとの意見が述べられた。

(3) その他の戦略

ア 昨年12月、京都に設置された京都国際調停センターに着目し、調停と仲裁の効果的連携による紛争解決を日本のセールスポイントとすることも一案との指摘が民間企業、仲裁の実務者などからあった。

イ また、オリンピック、パラリンピックに際し、スポーツ仲裁裁判所(CAS)が開設する臨時仲裁廷のためにも仲裁専用の施設が必要であること、臨時仲裁廷の仲裁人又は当事者の代理人として英語で対応できる人材の育成が急務であるとの指摘があった。また、スポーツ仲裁について、競技団体と選手間の紛争解決に際し、仲裁の利用が進まない理由として、競技団体の規約上、仲裁によって紛争を解決する旨の自動応諾条項がないことが挙げられるところ、スポーツ仲裁を振興する上で、その団体規約に自動応諾条項を設けることを補助金交付の条件としてはどうかとの指摘があった。

5 その他

外国政府及び海外仲裁機関へのヒアリング又はアンケートの結果として、諸外国における国際仲裁の活性化に向けた取組は、国際仲裁を取り巻くコミュニティ(ビジネス界、法曹、国内外の仲裁実務家等)が主導し、政府がこれを強力に支えたという実例が多い点に留意を要する。政府が仲裁センター(仲裁機関又は仲裁専用施設)に対して支援を行うことにより中立性が阻害されるのではないかという懸念は海外においても共有されており、基本的には、政府はサポートの役割であり、また、日々の仲裁管理業務については政府が影響を及ぼさないという原則を貫くことで対応がなされていた。また、国際仲裁の活性化に向けた取組は、それを取り巻くコミュニティが主導すべきものであるがゆえに、適切な利害関係者が国際仲裁の活性化に向けた枠組みに加わっていないと、取組として失敗するリスクがある旨の指摘もあった。

政府の支援策は、各国の仲裁センターの設立時に資金提供を行ったり、仲裁に関する法的インフラを整備したり(例:国内仲裁法を最新のUNCITRAL仲裁モデル法に準拠するよう改正、国際仲裁の実務の発展に併せた新しい制度を導入)するほか、仲裁機関と連携して、出資面での支援を含め、イベントを共催等するなどの形で行われていた。

また、いずれの国・仲裁機関においても、国内のビジネス界等に対してのみならず、国外でのセミナー開催等にも力を入れており、そのために海外の仲裁機関、著名実務家との交流促進(ネットワーキング)にも力を入れていた。国外でイベント等を開催するに当たり、どの国を対象とするかについては、相互の貿易額、

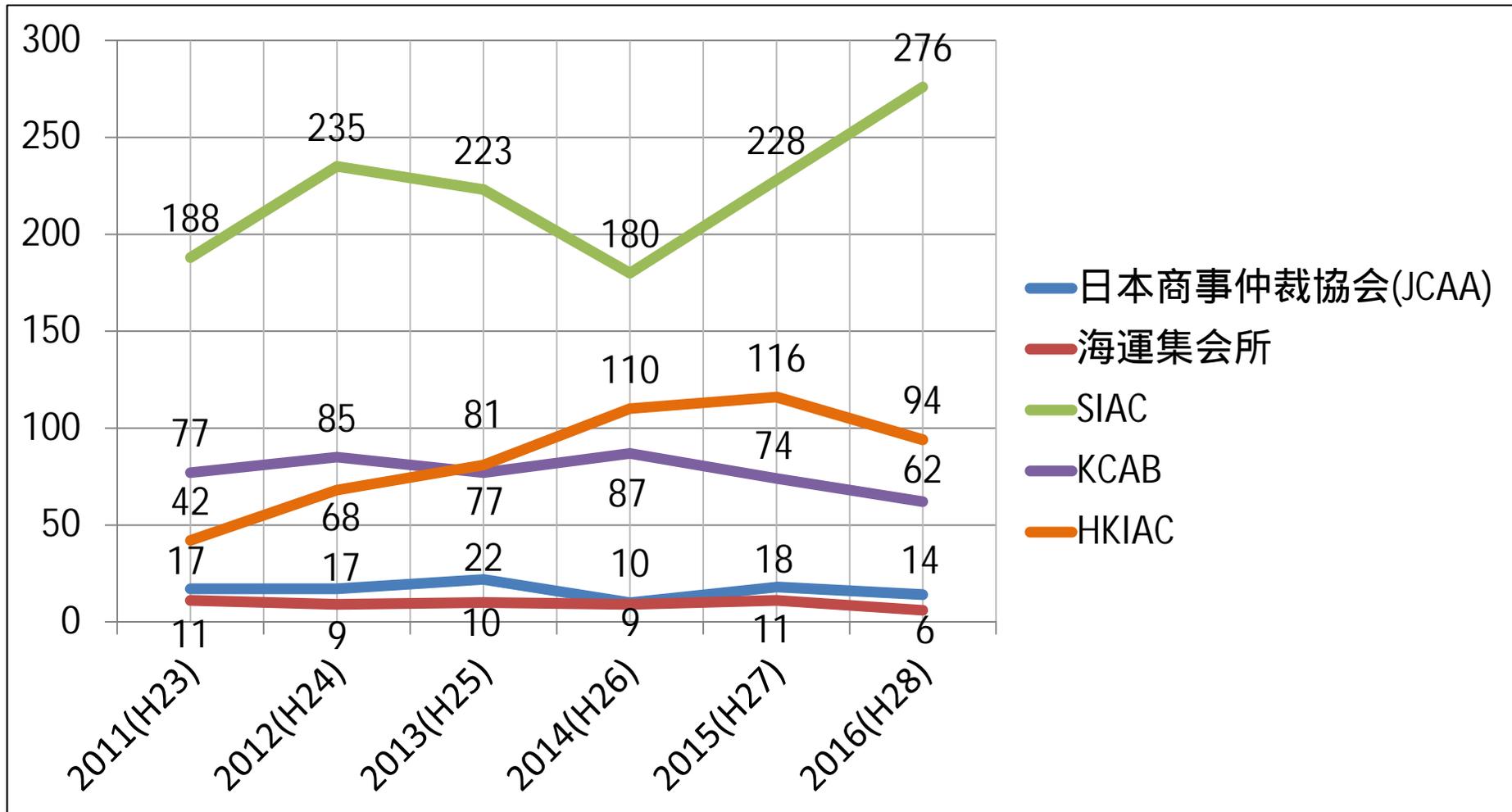
投資額等の経済状況を踏まえた戦略が組まれていた。例えば、貿易額や投資額の多い相手国は紛争当事者の国籍国となることが多いので、国外でのイベント開催の候補地となりうる。特に集中的に仲裁のマーケットとして取り込みたい国・地域にリエゾン・オフィスを設立するなどの取組もあった。

仲裁機関同士の MOC の締結も盛んであり、例えば、ヒアリングを実施する中でも、KCAB からは、日本への助言として、日中韓の協力連携体制の構築について提案があった。英米法系ではなく、英語を母国語としないこと、経済規模が大きく国内産業が発達しているため第三国仲裁の誘致では不利な面があること、価値観を共有すること等から、同質性があるため、互いを仲裁地とすることを検討するなどの連携が可能であるとの提案であった。英語を母国語としないため、仲裁法制や仲裁関係の判例等が海外からは見えづらくなっている点を踏まえ、相互に仲裁法制や仲裁関係の判例等の研究を行い、公表していくことで、海外への情報発信につながるという提案もあった。

海外から見て、日本（東京）は社会インフラが整っていること、観光地として魅力的であること等の理由から、少なくとも仲裁の審問を行う場所としての長所があるほか、仲裁地をどこにしても仲裁管理を行うことができることから、日本での仲裁の振興を注視し、日本との連携に大きな期待を寄せている仲裁機関もあった（HKIAC など）。

国際仲裁件数グラフ(1)

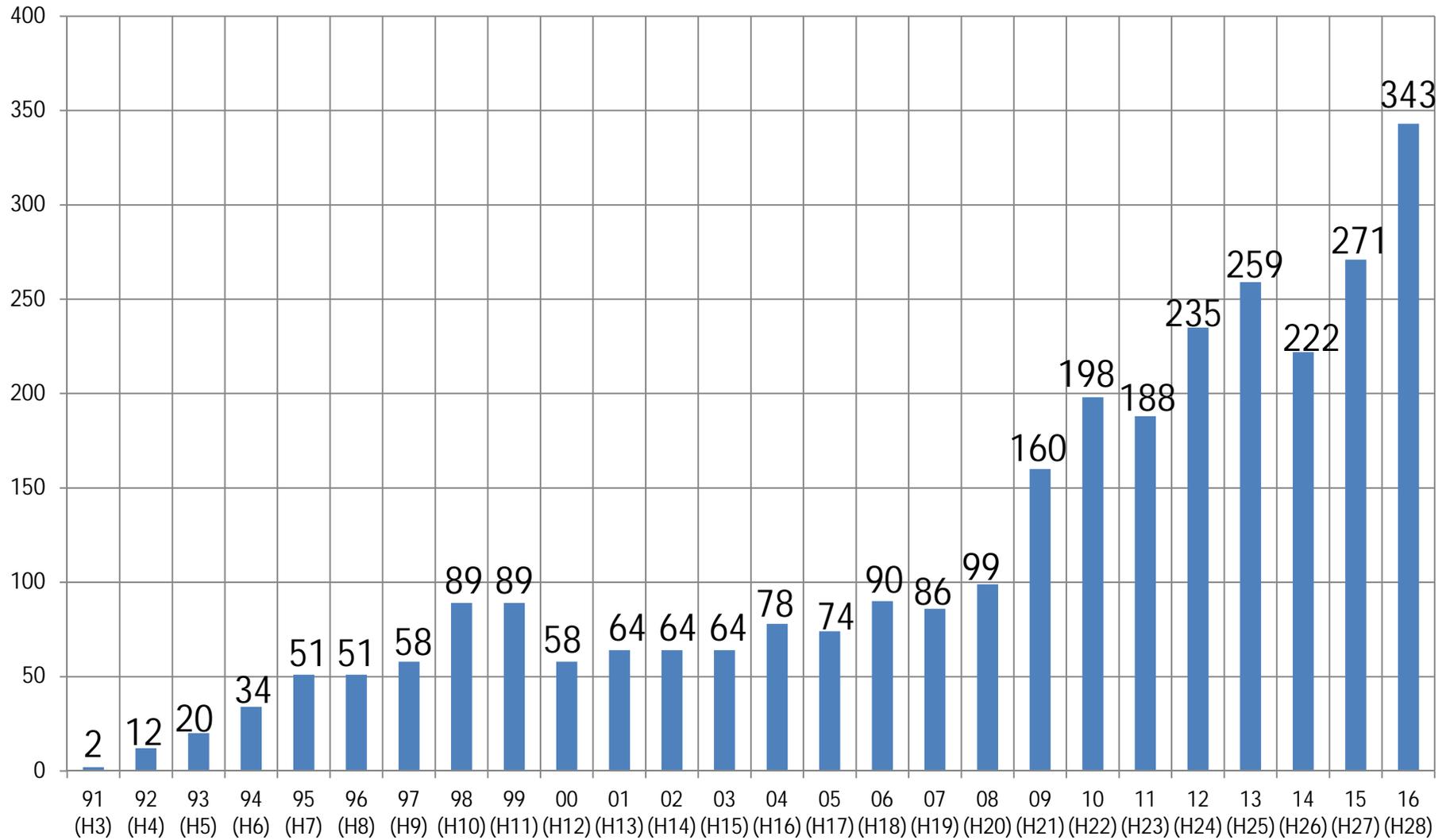
配付資料3



SIACについては、2011(H23)及び2012(H24)はSIACのホームページ記載の国内仲裁を含む新規受理件数。その他は調査回答から、新規受理件数で外国企業が含まれた割合で求めた値から事務局作成。

HKIAC(香港)及びKCAB(韓国)については新規受理件数ではなく管理件数。

過去26年間のSIAC新規管理件数



国内仲裁を含む
アンケートから事務局作成

仲 裁 コ ス ト 比 較 表 (日 本)

配付資料4

	日本商事仲裁協会		海運集会所	
	請求金額	料金	請求金額	納付金
管理経費	1000万円～2000万円	37万8000円 + 1000万円を超える額の約1.6%に相当する額	2000万円	47万2500円
	2000万円～1億円	54万円 + 2000万円を超える額の約1.1%に相当する額	1億円	131万2500円
	1億円～10億円	140万4000円 + 1億円を超える額の約0.3%に相当する額	10億円	337万500円
	10億円～50億円	432万円 + 10億円を超える額の約0.3%に相当する額	20億円	547万500円
	50億円～	1512万円	35億9千万円～	880万9500円
仲裁人費用 (上限額)	～2000万円	請求金額の約11%		
	2000万円～1億円	216万円 + 2000万円を超える額の約3%		
	1億円～5億円	432万円 + 1億円を超える額の約1.5%		
	5億円～10億円	1080万円 + 5億円を超える額の約0.4%		
	10億円～50億円	1296万円 + 10億円を超える額の約0.1%		
	50億円～	1728万円 + 50億円を超える額の約1%		

仲 裁 コ ス ト 比 較 表 (他 国)

配付資料4

	SIAC		KCAB	
	請求金額 (約)	料金 (約)	請求金額 (約)	料金 (約)
管理経費	835万円～4187万円	41万円 + 835万円を超える額の1.2%に相当する額	～1000万円	～4万6000円
	8374万円～1億6748万円	123万円 + 8374万円を超える額の0.65%に相当する額	～1億円	～60万円
	8億3800万円～41億9200万円	325万円 + 8億3800万円を超える額の0.1%に相当する額	～10億円	～400万円
	84億円～	796万円	～78億円	～1568万円
仲裁人費用 (上限額)	835万円～4187万円	110万円 + 835万円を超える額の6.5%	～1000万円	～11万円
	8374万円～1億6748万円	530万円 + 8374万円を超える額の2.75%	～1億円	～320万円
	8億3800万円～41億9200万円	1356万円 + 8億3800万円を超える額の0.3%	～10億円	～850万円
	84億円～	5069万円 + 84億円を超え、上限約1億6758万円の0.04%	～78億円	～1400万円

日本商事仲裁協会・海運集会所・SIAC・KCABのHP等より引用し事務局において作成。
平成30年1月10日レートで換算。